

所有者不明土地の発生抑制・解消及び 空き家等対策に関する重点提言

人口減少社会の到来に伴い喫緊の課題となっている所有者不明土地の発生抑制・解消及び空き家等対策を推進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 所有者不明土地の発生抑制・解消に向けて検討されている登記の申請義務化、土地所有権の放棄、土地所有者情報の円滑な把握等の具体的な仕組みの検討に当たっては、都市自治体の意見を十分に踏まえること。

2. 空き家等対策の推進

(1) 空き家等の流通・利活用をはじめ、都市自治体に取り組む空き家等対策に係る財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

(2) 空き家の発生抑制に向け、相続登記の義務化及び空き家に係る固定資産税等の住宅用地特例のあり方を検討すること。

(3) 空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく特定空き家等の除却等に要する経費に係る財政措置を講じること。

また、都市自治体の主体的な取組を後押しする観点から、様々な特性等に応じた取組事例や課題等を明らかにしたうえで、同法の見直しを検討すること。